

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | |
|--|---|---------|-----------|
| 会社名 | 株式会社ピーイングホールディングス | コード | 9145 |
| 提出日 | 2026/3/31 | 異動(予定)日 | 2026/3/27 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 2026年3月12日に提出した独立役員届出書の提出理由の内容に訂正があるため。(訂正前)川本剛生氏、長谷川博和氏、山本克也氏、柳谷内健一氏記載なし、銭谷美幸氏の該当状況についての説明なし(訂正後)川本剛生氏、長谷川博和氏、山本克也氏、柳谷内健一氏の選任理由の説明を追加、銭谷美幸氏の該当状況についての説明を追加 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1) | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性(※2・3) | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-------|-------|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | | 該当なし | |
| 1 | 川本 剛生 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | △ | 訂正・変更 | 有 |
| 2 | 長谷川 博和 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 3 | 銭谷 美幸 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 4 | 福田 稔久 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 5 | 山本 克也 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |
| 6 | 柳谷内 健一 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | 訂正・変更 | 有 |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明(※4) | 選任の理由(※5) |
|----|--|--|
| 1 | 同取締役が代表を務める川本行政書士事務所について、社外取締役就任前から営業所許認可手続きや重商登録の依頼をしていましたが、報酬の支払額が独立性を害する程の多額でなく、また、取引関係について2019年3月末をもって解消しているため、独立性は阻害されないと考えております。 | 川本剛生氏は、行政書士としての許認可手続きや関連する法規を中心とした豊富な知識及び経験並びに見識を有しており、業界法規に関する助言や提言を行うことで経営監視機能の強化を担うと共に、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |
| 2 | | 長谷川博和氏は、企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で当社の企業活動に助言を行うことで経営監視機能の強化を担うと共に、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |
| 3 | 株式会社三菱UFJ銀行は当社の主要な取引銀行であり、一定の借入関係は存在しております。銭谷美幸氏は、2022年10月より株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの Group Chief Sustainability Officer ならびに株式会社三菱UFJ銀行のチーフ・サステナビリティ・オフィサーとして、サステナビリティ戦略の決定および執行に関与していましたが、2025年3月末をもって同銀行の業務執行者を退任しております。現在においては、同氏と当社との間に人的関係はなく、また、当社の経営方針や取締役会の意思決定に影響を及ぼす関係にもありません。 | 銭谷美幸氏は、金融業界及び経営の分野や、サステナビリティに関する深い知識と実務経験を有しており、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |
| 4 | | 福田稔久氏は、金融業界及び事業会社においてガバナンス、リスク管理、人材・組織運営に関する豊富なマネジメント経験を有しており、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |
| 5 | | 山本克也氏は、長年にわたる警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験、見識を活かし経営の監視を頂くことで監査体制の強化を担うと共に、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |
| 6 | | 柳谷内健一氏は、税務や会計を中心として税理士としての豊富な知識及び経験並びに十分な見識により監査体制の強化を担うと共に、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。 |

4. 補足説明

| |
|--|
| |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a~lのいずれかに該当している場合は、その旨(概要)を記載してください。

※4 独立役員の選任理由を記載してください。

※5 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。